

返戻金制度について

< 返戻金制度に関する事項 >

採用決定者が、入社後1年もたないうちに、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責めに帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、甲乙間の協議により、次の基準に基づいて、本件報酬を返還するものとする。ただし、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と異なる等、甲側の事情に起因する退職の場合はこの限りではない。

入社後1ヶ月未満の場合：本件報酬の80%

入社1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：本件報酬の50%

入社後3か月以上6か月未満の場合：本件報酬の20%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。  
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。